

平成28年(行コ)第7号 原審 平成25年(行ウ)第8号  
控訴人 T 外4名  
被控訴人 今治市長菅良二

## 控訴理由書(2)

2016年 2月 日

高松高等裁判所 御中

控訴人

上記1名をのぞく控訴人ら3名の訴訟代理人  
弁護士

### 原審判決の事実誤認、理由不備・齟齬

原審判決(以下「判決」という。)は、以下のように、事実誤認、理由不備・齟齬がある。以下、この概要を述べる。その詳細は、後日、控訴理由書の補充ないし準備書面を提出する。

#### 第一、「争点1について」の判決の公正さの欠如と事実誤認・理由不備・齟齬

##### 1、「争点5について」の判示

判決は、「第3 裁判所の判断」の「争点5について」(18～19頁)で、次のように判示している。

##### 3 争点5について

(1) 請求⑧において、被告が賠償命令をする「当該職員」(法242条の2第1項4号ただし書き)は、法243の2第1項柱書き後段のとおり、同項各号に規定された行為をする権限を有する職員又はその権限に属する事務を直接補助する職員(地方公共団体の規則で指定したもの)をいう。

(2)ア 以上を踏まえて検討するに、平成24年4月1日から同年5月21日当時、本

件支出行為について、支出負担行為は今治市総務部長又は同部契約課長、支出命令は同部契約課長に、支出は今治市会計管理者及び出納室長に、各行為をする権限があった(前記2(4)ア)。

イ これに対し、今治市教育委員会の委員であった小田道人司、藤井信子、西本宥法、原恵子及び同会事務局学校教育課の職員であった村上憲仁が、本件支出行為当時、本件支出行為をする権限を有する者又は当該権限に属する事務を直接補助する者であったと認めるに足りる証拠はない。

ウ 原告らは、「当該職員」の範囲につき、本件支出行為が本件採択の違憲、違法を承継していることを考慮すべき旨主張する。しかし、本件支出行為に係る権限を有せず、その権限に属する事務を直接補助することもない者が「当該職員」に該当しないことは、上記(1)で述べたとおりである。これと異なる原告らの主張は、採用できない。

(3) したがって、請求⑧に係る訴えは、「当該職員」に該当しない者に対する賠償命令を求めるもので、住民訴訟の類型に該当しない訴えとして不適法である。そして、このように、請求⑧は、住民訴訟の類型に該当しない不適法な請求である以上、この請求権自体も法242条1項が管理を怠る対象として規定する「財産」には該当しない。したがって、請求⑧を怠ることの違法確認を求める請求④も不適法な訴えであるといえる。

よって、請求④及び③に係る訴えは、その余の争点を判断するまでもなく、却下を免れない。

## 2、「争点5について」の判示の事実誤認、理由不備・齟齬

前記の「争点5について」の判示には、事実誤認、理由不備・齟齬がある。

以上